

機 構 及 び 事 務 分 掌

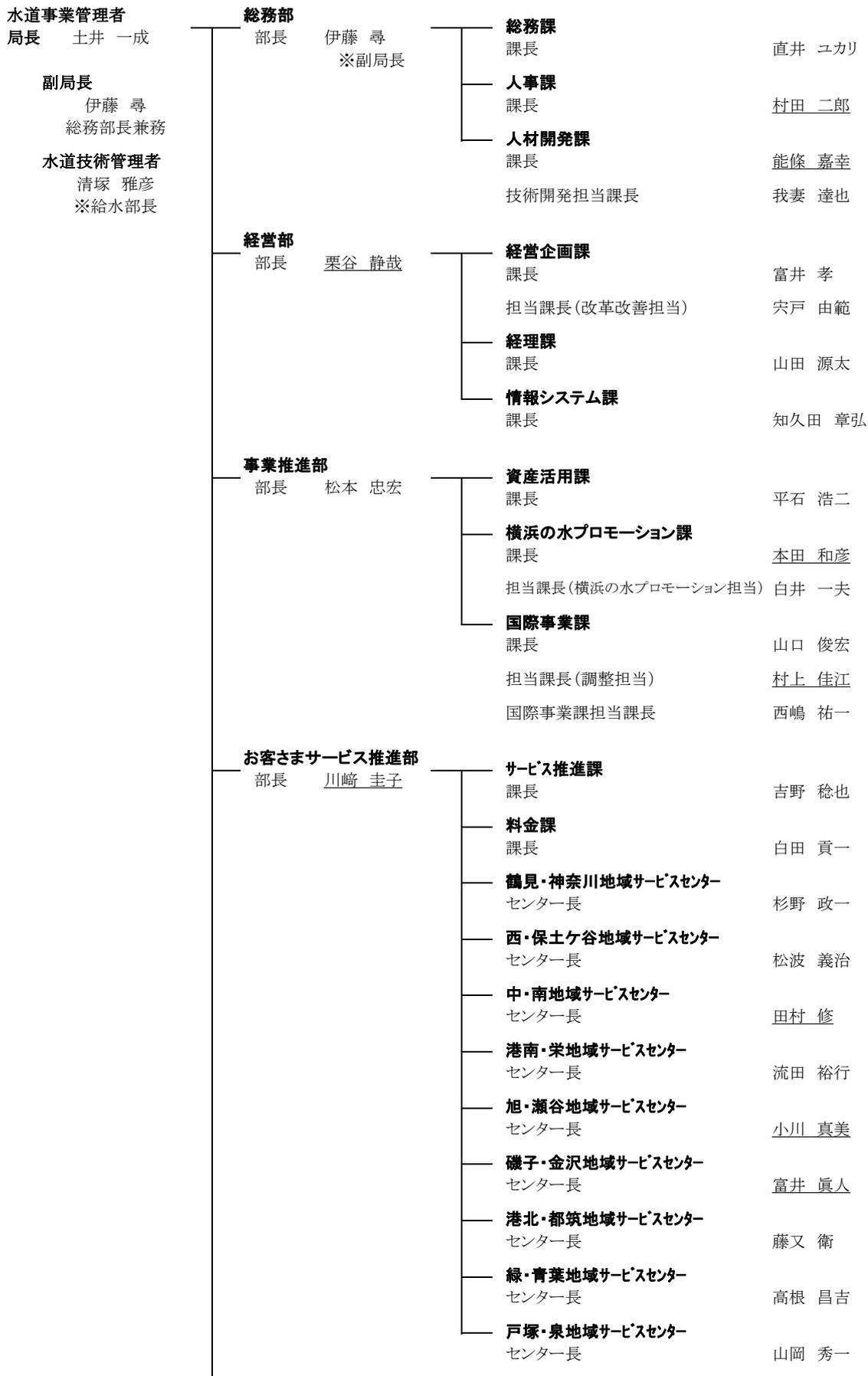
平成 27 年 5 月
水 道 局

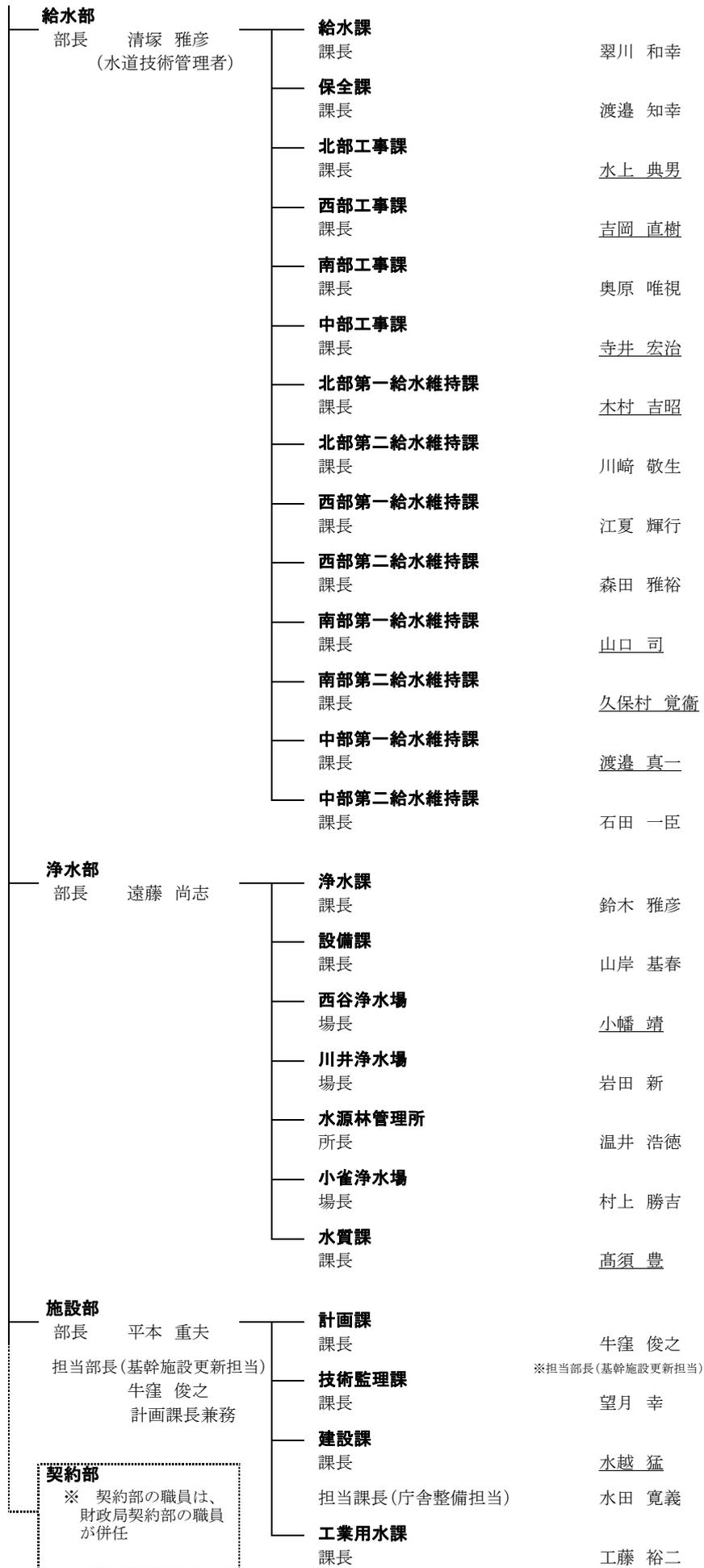
目 次

機 構 図	—————	1	～	2
事務分掌	—————	3	～	22

水道局機構図(平成27年5月19日現在)

凡例
 異動職員





《派遣は除く》

水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

横浜の水プロモーション課

- (1) 水道事業における販売推進、水道水の利用促進等に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括及び実施に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 水道記念館に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の調整に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。
- (6) 水道料金の未納対策に関すること。
- (7) 検針業務及び料金整理事務の委託化に関すること。
- (8) 料金支払の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (9) 部内の内部監察及び委託業務の評価に関すること。
- (10) 委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。

給水部

給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

保全課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 水道メーターに関すること（給水維持課の主管に属するものを除く。）。

北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区（以下「北部地域」という。）並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区（以下「西部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（北部第一給水維持課及び北部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

西部工事課

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること（西部第一給水維持課及び西部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の西部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区（以下「中部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（南部第一給水維持課及び南部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

中部工事課

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること（中部第一給水維持課及び中部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の中部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

北部第一給水維持課

- (1) 港北区及び都筑区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港北区及び都筑区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港北区及び都筑区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港北区及び都筑区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港北区及び都筑区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港北区及び都筑区における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港北区及び都筑区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港北区及び都筑区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港北区及び都筑区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港北区及び都筑区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港北区及び都筑区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港北区及び都筑区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港北区及び都筑区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の港北区及び都筑区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

北部第二給水維持課

- (1) 鶴見区及び神奈川区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 鶴見区及び神奈川区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 鶴見区及び神奈川区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 鶴見区及び神奈川区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 鶴見区及び神奈川区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 鶴見区及び神奈川区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 鶴見区及び神奈川区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 鶴見区及び神奈川区における運搬給水等に関すること。
- (13) 鶴見区及び神奈川区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 鶴見区及び神奈川区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他鶴見区及び神奈川区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の鶴見区及び神奈川区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

西部第一給水維持課

- (1) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 旭区、泉区及び瀬谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 旭区、泉区及び瀬谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 旭区、泉区及び瀬谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 旭区、泉区及び瀬谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の旭区、泉区及び瀬谷区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

西部第二給水維持課

- (1) 緑区及び青葉区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 緑区及び青葉区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 緑区及び青葉区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 緑区及び青葉区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 緑区及び青葉区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 緑区及び青葉区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 緑区及び青葉区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 緑区及び青葉区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 緑区及び青葉区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 緑区及び青葉区における運搬給水等に関すること。
- (13) 緑区及び青葉区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 緑区及び青葉区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他緑区及び青葉区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の緑区及び青葉区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

南部第一給水維持課

- (1) 港南区、磯子区及び金沢区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港南区、磯子区及び金沢区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港南区、磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港南区、磯子区及び金沢区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港南区、磯子区及び金沢区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港南区、磯子区及び金沢区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港南区、磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港南区、磯子区及び金沢区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港南区、磯子区及び金沢区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港南区、磯子区及び金沢区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港南区、磯子区及び金沢区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港南区、磯子区及び金沢区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港南区、磯子区及び金沢区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港南区、磯子区及び金沢区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港南区、磯子区及び金沢区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の港南区、磯子区及び金沢区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

南部第二給水維持課

- (1) 戸塚区及び栄区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 戸塚区及び栄区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 戸塚区及び栄区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 戸塚区及び栄区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 戸塚区及び栄区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 戸塚区及び栄区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 戸塚区及び栄区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 戸塚区及び栄区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 戸塚区及び栄区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 戸塚区及び栄区における運搬給水等に関すること。
- (13) 戸塚区及び栄区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 戸塚区及び栄区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他戸塚区及び栄区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の戸塚区及び栄区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

中部第一給水維持課

- (1) 中区及び南区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中区及び南区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 中区及び南区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中区及び南区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中区及び南区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 中区及び南区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中区及び南区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中区及び南区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中区及び南区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 中区及び南区における運搬給水等に関すること。
- (13) 中区及び南区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 中区及び南区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他中区及び南区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の中区及び南区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

中部第二給水維持課

- (1) 西区及び保土ヶ谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西区及び保土ヶ谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西区及び保土ヶ谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西区及び保土ヶ谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西区及び保土ヶ谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西区及び保土ヶ谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 西区及び保土ヶ谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の西区及び保土ヶ谷区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事(電機計装設備に係るものを除く。)の計画、設計、調査及び研究に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。



平成27年度事業概要

西谷配水池工事



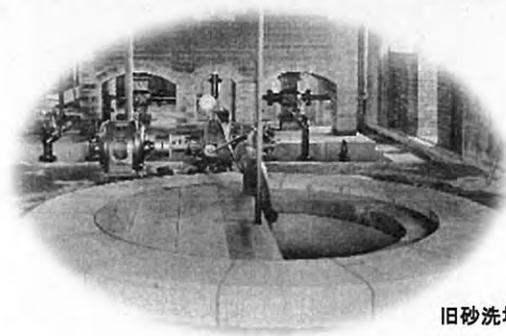
配水施設及び計量器室



旧管理棟



旧緩速ろ過池



旧砂洗場

西谷浄水場創設100年

目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道局予算の施策体系	4
	主要事業	5
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	16
	主要事業	16
IV	資料	
	【資料1】水道事業会計予算概要表	18
	【資料2】工業用水道事業会計予算概要表	19

平成27年度 水道局 運営方針

I 基本目標

確かな技術と品質を未来につなぐ横浜水道

～西谷100年 小雀50年 新時代へのプロローグ～

II 目標達成に向けた施策

1 トップレベルの安全でおいしい水

西谷浄水場では原水の臭気等への対策として、最適な浄水処理方法の導入等、再整備に向けた基本計画を策定します。また、川井・小雀浄水場の系統では活性炭設備の整備を進めます。

2 蛇口にいつでも新鮮な水

子どもたちが水道水を飲む文化を育むため、教育委員会と協力して小・中学校の水飲み場の直結給水化を進めます。また、貯水槽水道の管理水準の向上を図るため、引き続き巡回点検を行います。

3 災害に強い信頼のライフライン

大地震に備え、水道施設の更新・耐震化を引き続き進めます。また、ポンプ場の停電対策を進めるとともに災害時における通信機能の強化など危機管理体制をさらに強化します。

4 環境にやさしい水道システム

小水力発電設備の設置を進め、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進します。また、市民ボランティア、企業や団体と協働して水源保全の取組を進めます。

5 お客さま満足度の高い水道サービス

お客さまの声を改善につなげる取組や広聴・広報の充実、「西谷100年・小雀50年創設記念事業」などを進めます。また、非常用飲料水の備蓄促進・応急給水拠点の認知度向上など、お客さまとの協働による災害対策を引き続き強化します。

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

国際水協会 戦略的アセットマネジメント会議「IWA LESAM 2015」の開催や市内企業の海外水ビジネス展開への支援、横浜ウォーター株式会社と連携した事業展開などにより、国内外の水道事業の課題解決を図ります。

III 目標達成に向けた組織運営

基本目標の達成に向けた施策を進めるため、次の姿勢を大切にします。

● チームワークによる組織力の強化

お客さまや事業者との接点を大切にするため、水道局一丸となって取り組みます。また、事務所の統合や組織再編の検討などにより、部門や職種の壁を越えて連携することでチームワークを高め、お客さまサービスの充実を図るとともに災害時の対応力を強化します。

● 人材の育成と経営基盤の強化

全ての職員が、相互に学びあい育てあうことで技術を継承し、高いモチベーションを持つ組織文化を醸成します。また、職員が一丸となって改善に取り組み、効率的・効果的に業務を行うとともに、持続可能な事業運営に向け、新たなビジョン及び次期中期経営計画を策定します。

● 公民連携と地域・社会への貢献

地域の皆さまやNPO 団体、民間企業、大学など多様な担い手と連携し、災害対策をはじめ、様々な課題解決を図ります。また、水道局と関連企業がパートナーとしてともに成長する関係の構築に努め、市内企業への技術力向上支援や受注機会の拡大など経済の活性化につなげます。

予算概況

平成27年度は、水道料金収入が減少する厳しい経営環境が見込まれる中で、最終年度となる「水道事業中期経営計画（24～27年度）」を実現するとともに、将来にわたる持続可能な事業運営のための新たなビジョン及び次期中期経営計画を策定していく年度となります。水道施設の更新・耐震化を着実に推進するとともに、全市的な課題でもある防災・減災対策や、環境保全・国際関連事業などにも積極的に取り組むために、徹底した経費削減や資産活用による財源の確保を行っていきます。

また、施策や事業の実施にあたっては、民間企業や大学、NPOなど様々な担い手とそれぞれの強みを生かした公民連携を推進するなど、成長戦略に欠かすことのできない民間の力を最大限取り入れることにより、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

(1) 水道料金収入

給水戸数は増加しているものの、一戸あたりの使用水量が減少していることから、26年度の715億円に比べ17億円減収（△2.4%）の698億円を見込んでいます。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、安全で良質な水を安定してお届けするため、施設の更新や耐震化が大きな課題となっています。このため、施設の適正な維持保全を図るとともに、110kmの老朽管の更新や配水池等基幹施設の整備を推進します。

これらの取組を進めるため、厳しい経営環境の中においても、さらなる経費削減や財源確保に取り組むことにより、26年度に比べ11億円増の368億円の施設等整備費を確保しています。

※施設等整備費：修繕費等(収益的支出)と建設改良費等(資本的支出)の合計

(3) 環境保全や国際関連事業推進のための予算の計上

再生可能エネルギーの活用や市民・企業との協働による水源地保全のための事業費を確保するなど、環境未来都市として積極的に環境への貢献に取り組みます。

また、IWA LESAM 2015（国際水協会 戦略的アセットマネジメント会議）の横浜開催をはじめとした国際貢献や横浜ウォーター株式会社と連携した海外水ビジネス展開のための予算を計上し、企業性を発揮した活力ある事業を推進します。

(4) 経費の削減と財源の確保

業務の見直しによる職員定数58人の削減や事業の見直しによる工事コストの縮減などにより16億円の経費を削減するとともに、資産の有効活用などにより6億円の財源を確保します。

また、地域のお客さまに関連する事務所の統合などを進めることにより、お客さまにとって分かりやすいサービスの提供及び災害時の対応力の強化を実現するとともに、より効率的な事業運営を行っていきます。

(5) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は82億円の純利益を計上していますが、これは地方公営企業会計制度の見直しにより資金の増加を伴わない会計処理上の収入を計上するようになったことなどの影響を受けているものです。従前の会計基準ベースでは15億円の純利益となっております。

累積資金残額については、水道料金の減収と施設等整備費の増加を受けて、26年度に比べ38億円減少し153億円となる見込みです。

また、企業債残高は、19億円減の1,691億円と見込んでいます。

【業務の予定量】

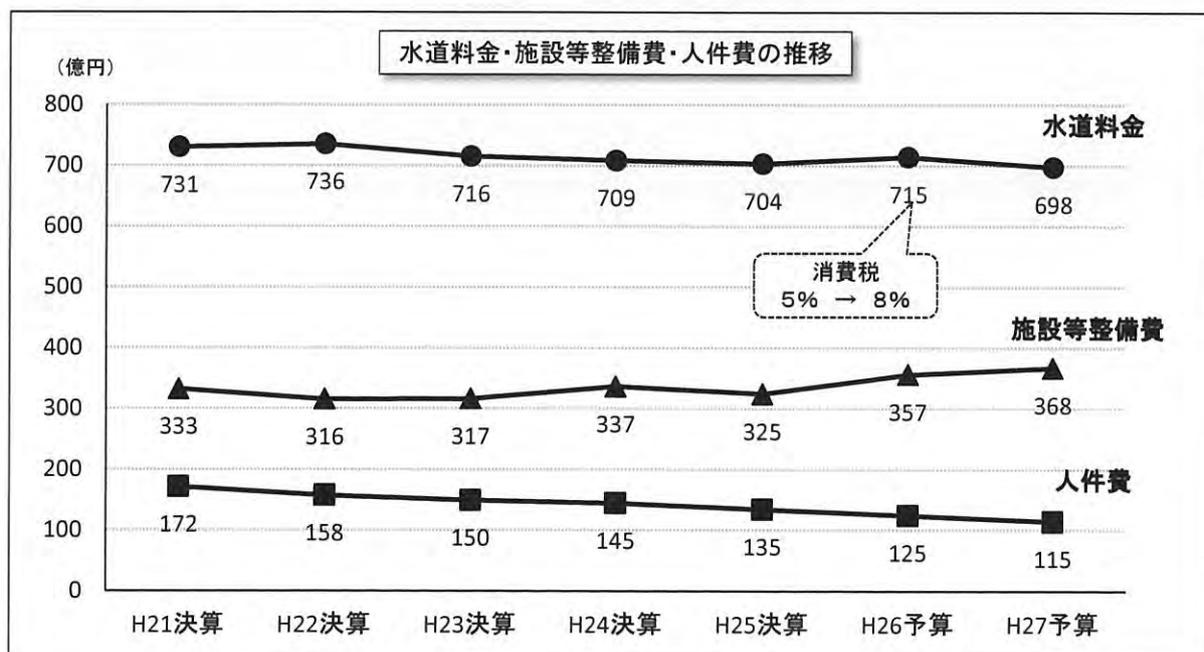
区 分	平成27年度	平成26年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,814,000戸	1,777,000戸	37,000戸	2.1
年 間 総 給 水 量	415,044,000m ³	419,385,000m ³	△ 4,341,000m ³	△ 1.0
1 日 平 均 給 水 量	1,134,000m ³	1,149,000m ³	△ 15,000m ³	△ 1.3
職 員 計 画	1,339人	1,397人	△ 58人	△ 4.2

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成27年度予算	平成26年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	87,574	90,736	△ 3,162	△ 3.5
うち水道料金	69,796	71,488	△ 1,692	△ 2.4
収益的支出	77,600	95,359	△ 17,759	△ 18.6
うち人件費	11,508	12,465	△ 957	△ 7.7
うち物件費等	23,739	23,579	160	0.7
うち動力費	2,800	2,485	315	12.7
うち修繕費等	8,658	9,126	△ 468	△ 5.1
うち支払利息等	3,595	3,993	△ 398	△ 10.0
うち特別損失	35	14,708	△ 14,673	△ 99.8
差 引	9,974	△ 4,623	14,597	—
当 年 度 純 損 益	8,191 (1,517)	△ 6,300 (351)	14,491 (1,166)	—
資本的収入	11,996	9,684	2,312	23.9
うち企業債	9,682	7,000	2,682	38.3
資本的支出	39,838	37,213	2,625	7.1
うち建設改良費等	28,166	26,559	1,607	6.1
うち企業債償還金	11,581	10,570	1,011	9.6
差 引	△ 27,841	△ 27,529	△ 312	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 3,800	908	△ 4,708	—
累 積 資 金 残 額	15,276	19,075	△ 3,799	—
企 業 債 残 高	169,059	170,958	△ 1,899	—

※ () 内は、旧会計基準に基づく概算値。



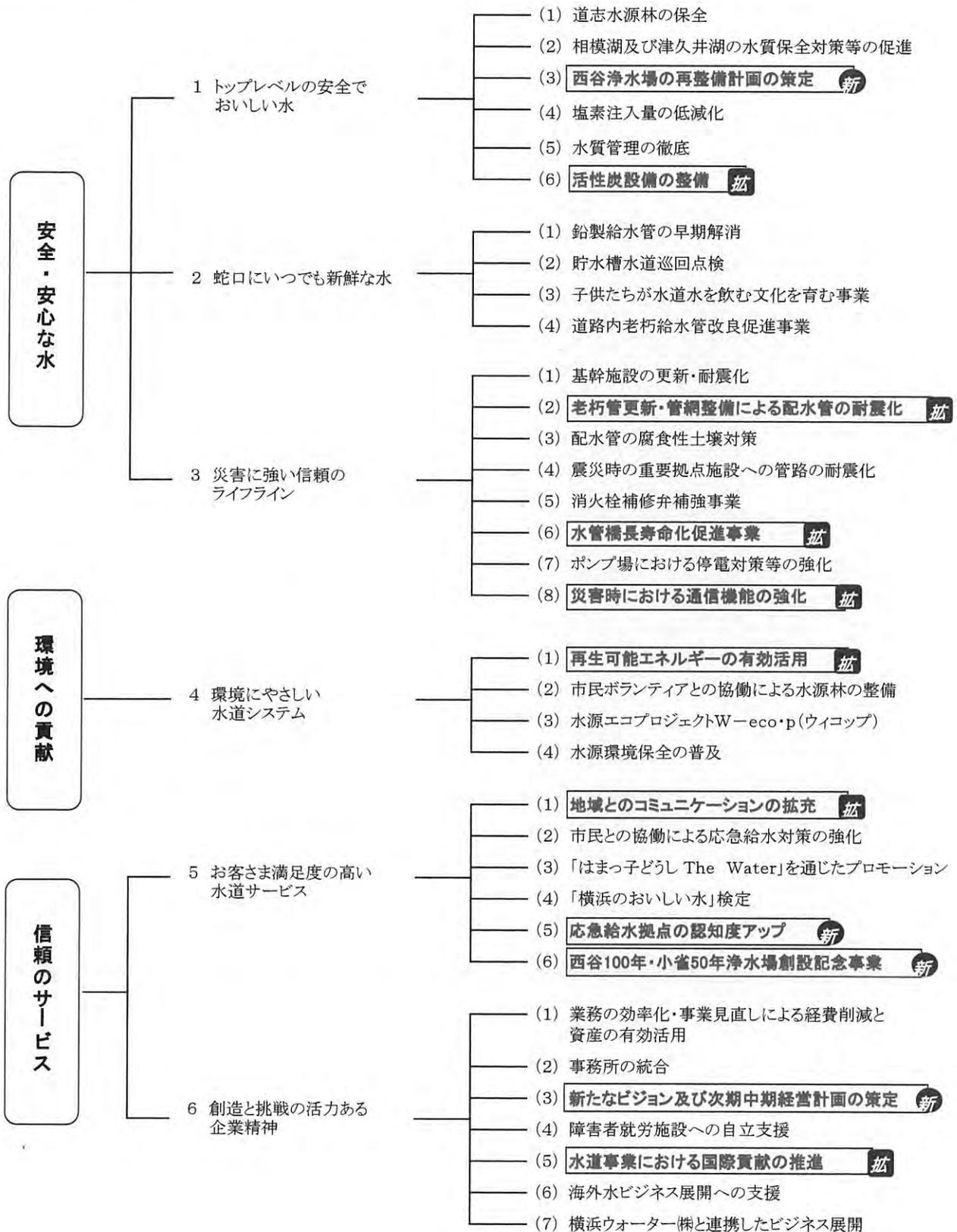
平成27年度水道局予算の施策体系

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

〔中期経営計画
における
施策の方向性〕

〔施策目標〕

〔主要事業〕



主要事業

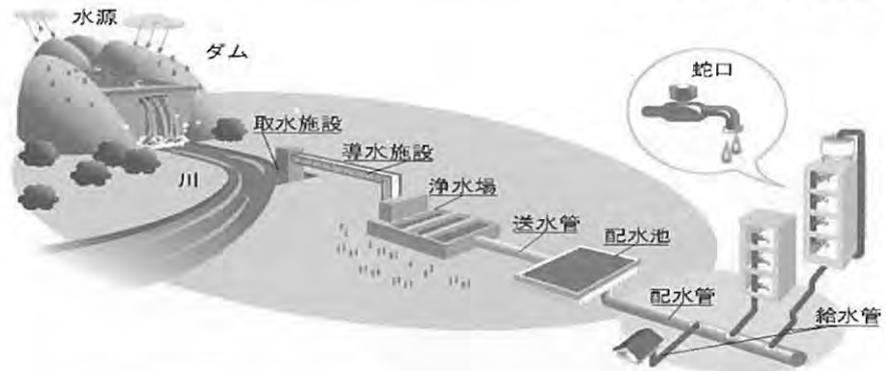
新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 トップレベルの安全でおいしい水

※ () 内は前年度予算額

水源から
蛇口まで



(1) 道志水源林の保全

8,357 万円
(8,070 万円)

28 年度に水道局が取得後 100 年を迎える山梨県の道志水源林(2,873ha)を計画的に整備するとともに、「第 11 期管理計画 (28~37 年度)」を策定します。

また、100 年間の感謝をこめて、道志村に小中学校の建替資材の一部として水源林木材を寄附し、さらなる友好交流の促進を図ります。

●27 年度整備面積 73ha
18~27 年度累計 1,178ha

(2) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進

3 億 7,350 万円
(3 億 7,629 万円)

水源水質保全のため、神奈川県等関係利水者と共同で、相模湖及び津久井湖に設置した*エアレーション装置により水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。また、相模湖の湖底にたまった土砂を除去することなどにより、貯水容量の回復を図ります。

*エアレーション装置：
水中に空気を送り込み、湖の水を循環させる装置

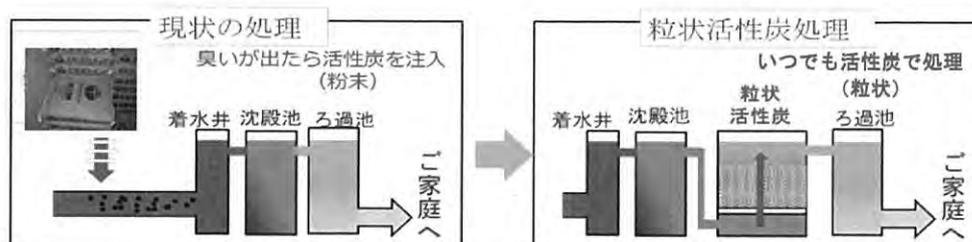
新 (3) 西谷浄水場の再整備計画の策定

3,164 万円
(820 万円)

西谷浄水場は、施設の老朽化が進むとともに、相模湖の富栄養化や臭気等水源水質への対応が課題となっています。このため、27 年度、再整備に向けた基本計画を策定します。

計画では、施設の耐震性を高めるとともに、新たな浄水処理方法として、これまでの水道局と有識者による検討や企業との共同研究の成果を踏まえ、いつでも安定して臭気を取り除くことが可能な「粒状活性炭処理」の導入を予定しています。

また、「横浜水道記念館」等の周辺施設についても、活用方法を検討します。



(4) 塩素注入量の低減化

4,752万円
(7,381万円)

安全な水を供給するためには、蛇口で一定の塩素濃度を確保する必要があります。一方で高い残留塩素は水のおいしさの弊害となるカルキ臭の原因となる場合があります。

蛇口における残留塩素濃度を把握する自動水質測定装置を設置し、連続監視することにより、塩素注入量の低減化を図ります。

コラム

《川井浄水場セラロック 稼働》

日本最大規模の膜ろ過施設として26年4月に稼働したセラロックは、民間事業者との連携により、31万世帯に安全で良質な水をお届けしています。

26年10月には、PFI方式による公民連携や自然エネルギーの活用による省エネ化が評価され、公益社団法人 日本水道協会から第1回「水道イノベーション賞」を受賞しました。

- 27年度予算：12億2,900万円
施設整備や維持管理のサービス対価
(契約金額：277億円、事業期間：21～45年度)

(5) 水質管理の徹底

847万円
(582万円)

国際規格 ISO9001 による品質管理体制を継続するとともに、ISO/IEC17025 並びに*水道 GLP による水質検査体制を継続し、水質管理の徹底を図ります。

*水道 GLP: 水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準



水質検査室

拡 (6) 活性炭設備の整備

4億6,708万円
(5億3,430万円)

臭気や水質汚染事故対策として、水源の一つである道志川系統へ粉末活性炭処理施設を導入するとともに、馬入川系統の設備を更新します。

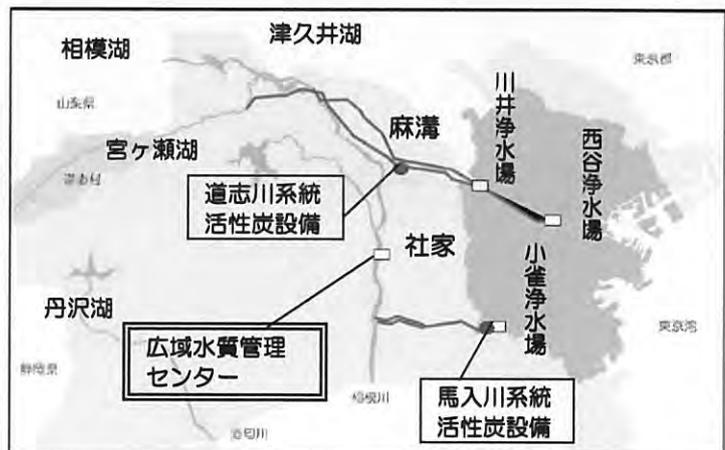
- 道志川系統（新設）
：旧麻溝減圧水槽（相模原市）
- 馬入川系統（更新）：小雀浄水場内

コラム

《広域水質管理センター開設》

県内の水道事業者が個別に実施してきた水源水質監視業務等を統合しました。これにより、水質検査の一元化及び水質事故への対応強化を図ります。

- 参加事業者
神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団
- 設置場所
神奈川県内広域水道企業団
(社家取水管理事務所内)
- 業務開始
平成27年4月1日



広域水質管理センターと活性炭設備の位置

2 蛇口にいつでも新鮮な水

(1) 鉛製給水管の早期解消 — 1,500万円
(1,700万円)

宅地内の給水装置に鉛製給水管が使用されている場合は、配水管の更新や家屋の建替などに合わせて改良を進めていますが、助成制度を継続することにより、早期解消を図ります。

● 27年度助成件数 300件

(2) 貯水槽水道巡回点検 - 1,000万円
(1,000万円)

お客さまにより安全で安心な水を提供するため、健康福祉局と連携し、定期検査の義務付けのない8㎡以下の貯水槽水道の管理状況等を点検します。

● 27年度巡回点検対象数 1,360件
(計画：期間26～30年度、対象施設6,800件)

(3) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業

6,000万円
(6,000万円)

教育委員会が改修を予定している学校に対し助成することで、水飲み場の直結給水を促進し、子供たちが冷たくて新鮮な水を飲むことができるようにするとともに、水道水の信頼を高めます。

● 27年度助成対象校 15校
27年度末改修累計 250校
(計画：市立小・中学校等 500校)



蛇口から水を飲む子供たち

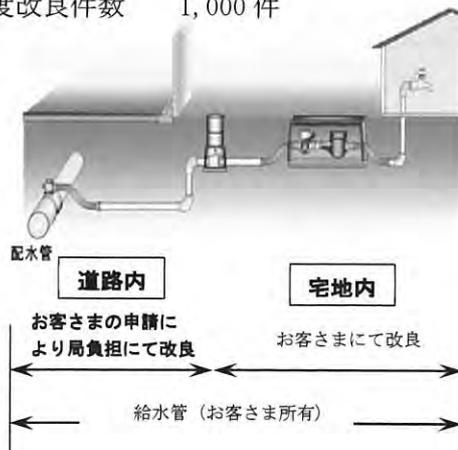
(4) 道路内老朽給水管改良促進事業

2億円
(2億円)

道路内の老朽給水管は、漏水事故の主な原因になっているほか、災害時には多くの被害が想定されます。

このため、配水管更新時に老朽給水管の改良を進めているほか、26年度から、家屋の建替時に合わせて、お客さまからの申請に基づき局負担で耐震性に優れた給水管に取り替えを行い、改良を促進しています。

● 27年度改良件数 1,000件



コラム

＜飲料水備蓄の促進＞ (横浜水缶の販売)

災害に備え、家庭や企業等において1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄をお願いしています。

水道局でも、保存期間と容量がアップして備蓄がさらに便利になった『横浜水缶』を販売していますので、ぜひご活用ください。

- 保存期間 7年間
- 容 量 500ml
- 販売単価 1,800円/箱 (24本)



3 災害に強い信頼のライフライン

(1) 基幹施設の更新・耐震化

〈一部再掲〉 80 億 8,745 万円
(72 億 218 万円)

基幹施設には、水源から水を取り込む取水施設、浄水場へ水を送る導水施設、水道水を製造する浄水場、これを蓄える配水池などがあります。これら基幹施設は、主に高度経済成長期に建設しており、老朽化が進んでいます。災害時等においても安定した水の供給を可能とするため、基幹施設を更新・耐震化し、信頼のライフラインを構築します。

また、ポンプなどの電気設備や流量などを測定・制御する計装設備の計画的な更新を行うことで、故障による断水等の事故を防止します。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ・ 取水・導水施設の耐震補強 | 2 億 9,311 万円 (4 億 6,965 万円) |
| ・ 浄水場等の整備 | 7 億 9,537 万円 (15 億 1,004 万円) |
| ・ 配水池等の整備 | 33 億 33 万円 (22 億 1,842 万円) |
| ・ 電機・計装設備等の計画的更新 | 33 億 5,807 万円 (20 億 1,409 万円) |
| ・ 配水幹線の整備 等 | 3 億 4,057 万円 (9 億 8,998 万円) |



配水池耐震補強工事



推進工法による工事

茲

(2) 老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化

— 198 億 5,000 万円
(194 億円)

昭和 40 年代に布設し、更新時期を迎えている配水管 (約 2,400km) を中心に、漏水・破裂事故等の恐れがある老朽管を耐震管へ更新するとともに、新たな配水管網を整備し、災害時や漏水事故時における飲料水の確保を図ります。

更新・新設にあたっては、耐久性が飛躍的に向上した耐震管を採用し、将来的なコストを縮減します。

また、水道工事に伴い騒音や通行止など、市民生活に影響を与えることがあるため、情報提供の充実に努めます。

- 27 年度老朽管更新延長 110km
- 管網整備延長 2.1km



G X形ダクタイル鋳鉄管による更新工事

(3) 配水管の

腐食性土壌対策

〈再掲〉 19 億 3,588 万円
(21 億 898 万円)

市内の北部方面と南部方面の大規模開発区域などに多く分布する「*腐食性土壌」に埋設された配水管は、耐用年数に達する前に漏水することがあり、生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、優先的に更新します。

- 27 年度更新延長 11 km
 - 27 年度末更新累計 124 km
 - (計画: 12~37 年度 160 km)
- ※事業費及び更新延長は、老朽管更新事業の内数

*腐食性土壌

100 万年前に海だった地層で、腐食性の強い粘土質の土壌

(4) 震災時の重要拠点施設 への管路の耐震化 <再掲> 4億8,766万円
(4億2,928万円)

震災時に重要な拠点となる区役所、土木事務所、病院などの施設及び、震度7や液状化の発生が想定される地域にある地域防災拠点への水道管路について優先的に耐震化を進めます。

- 27年度整備予定か所数 9か所
27年度末累計整備数 32か所
(計画：25～29年度 50か所)

《水道施設の耐震化率》

	22年度末	27年度末 予定
自然流下系 導水路線	75%	80%
浄水施設	0%	43%
配水池等	59%	85%
基幹管路(※)	61%	67%
送・配水管	15%	22%

※基幹管路：導水管、送水管、口径400mm以上の配水管（耐震適合率）

(5) 消火栓補修弁補強事業

2億8,270万円
(5億5,840万円)

消火栓の漏水事故を防止するため、25年度から補強対象をすべての*旧型消火栓に拡大し、早急な修繕（補強）を進めています。27年度に補強する9,600基で、補強が必要なすべての消火栓46,000基の補強工事が完了します。

*旧型消火栓：11年度以前に設置された消火栓

拡 (6) 水管橋長寿命化促進事業

1億6,175万円
(5,833万円)

災害などで事故が発生した場合、鉄道や緊急輸送路などに多大な影響を及ぼす可能性や断水等の影響が大きい水管橋について、27年度から計画的に塗装工事等を実施し、長寿命化の促進を図ります。

- 27年度施工数 17橋 (計画：27～29年度 63橋)

**(7) ポンプ場における
停電対策等の強化** 2億1,840万円
(4億3,548万円)

停電時の配水ポンプ停止による断水等の影響を最小限とするため、非常用発電設備を整備します。

また、新たにポンプ設備等の事故時においても迅速な対応が図れるよう設備の改良を進めます。

- ・仏向配水池非常用自家発電設備新設工事
(保土ヶ谷区)



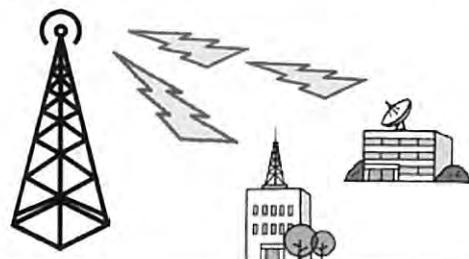
非常用自家発電設備
(磯子配水池)

**拡 (8) 災害時における
通信機能の強化** 5,132万円
(1,554万円)

災害時における新たな情報伝達を行う手段として、本庁舎や浄水場等の間に構築している局内無線システムに、市内の北部と南部の拠点となる中村及び菊名ウォータープラザを組み込みます。

これにより、通信手段の複数化や増強を図り、災害時の情報連絡体制を強化します。

- ・中村・菊名ウォータープラザ無線設置工事ほか



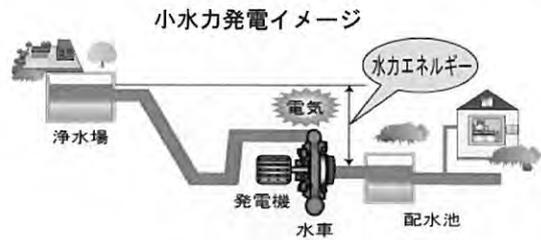
4 環境にやさしい水道システム

① 再生可能エネルギーの有効活用

2億 894万円
(3億 2,125万円)

水道水を供給する過程で生じる水力エネルギーを有効利用する小水力発電設備を設置し、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ・ 恩田配水池（青葉区） 発電容量 37 kW
- ・ 今井配水池（保土ケ谷区） 発電容量 35 kW



〈再生可能エネルギー整備状況〉 (単位：kW)

	H12～H26	H27	累 計	備 考
太陽光	1,570	-	1,570 (165万 kWh)	5 か所 (浄水場ろ過池等)
小水力	656	72	728 (395万 kWh)	6 か所 (浄水場・配水池等)
計	2,226	72	2,298 (560万 kWh)	一般家庭 1.728 軒分に相当

※ () 内は、年間予想発電量

(2) 市民ボランティアとの協働による水源林の整備 990万円 (1,029万円)

「NPO 法人 道志水源林ボランティアの会」等と協働して、水源地道志村の民有林5haの整備を行います。

活動は、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部による「横浜市水のみるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

(3) 水源エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して、水源保全を行う取組です。協定に基づき企業・団体の皆さまの寄附金を道志水源かん養林の整備に活用するとともに、協働して水源保全の大切さを PR します。

- 27年度協定締結数 5団体(更新4、新規1)
(21～27年度累計 27件)
(27年度末協定締結数 15団体)
- 27年度整備面積 21.91ha
(21～27年度累計 112.52ha)

水源エコプロジェクト
W-eco・p
ウィコップ

(4) 水源環境保全の普及

220万円
(588万円)

道志水源林の施設見学、企業・学生向けの間伐体験、水源通行手形事業などを通じ、水源林保全の大切さや水源環境保全に理解を深めていただく機会を創出します。

また、市民の方々が利用する浄水場構内の見学者コースに間伐材で製造した木材チップの道を作るなど資源の有効利用拡大を図っていきます。



5 お客さま満足度の高い水道サービス

【拡】 (1) 地域とのコミュニケーションの拡充

1,867 万円
(1,728 万円)

水を学び水に親しむきっかけづくりとして、市内小中学生を対象としたスタンプラリーの実施や小学校4年生を対象とした出前水道教室を行います。

また、区民まつりへの出店や新たに開所した中村ウォータープラザの記念イベントの開催のほか、水循環基本法に基づき、8月1日からの「水の週間」に合わせ、関連局と連携してイベントを実施することなどにより、水道事業の積極的なPRを行います。



水の日イベント（桜木町駅前）



菊名ウォータープラザまつり

(2) 市民との協働による
応急給水対策の強化

752 万円
(478 万円)

災害時に市民の皆さまが主体的に活動できるよう、引き続き災害用地下給水タンクなどで応急給水訓練を実施するとともに、資機材の確実なメンテナンスを行います。また、区ごとの「災害時給水マップ」などにより、応急給水拠点の周知を図ります。



小学生による応急給水訓練

(3) 「はまっ子どうし The Water」
を通じたプロモーション

8,968 万円
(9,100 万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売や公民連携による様々なPR事業を通じ、水源保全などのプロモーションを推進します。

これにより、水源とおいしい水との関係など、水道事業への理解促進を図ります。また、売上の一部を道志水源かん養林の整備やアフリカ諸国の水環境改善等への支援に活用します。

●27年度予定
120万本



「はまっ子どうし The Water」

信頼のサービス

(4) 「横浜のおいしい水」検定

400万円
(300万円)

水道水の安全性やおいしさ、水道事業の仕組みについて、お客さまに楽しく、より深く学んでいただくため、「横浜のおいしい水」検定を実施します。

26年度合格者数	
1級	7人 (53人)
2級	28人 (198人)
3級	4,508人 (17,616人)

※ () 内は 22～26 年度延べ人数

新 (5) 応急給水拠点の認知度アップ

2,850万円
(- 万円)

発災直後、市民の皆さまの共助により飲料水を確保する施設として、災害用地下給水タンクなどがあります。しかし、26年度に実施した「水道に関するお客さま意識調査」では、これらの応急給水拠点を知っている市民の割合は 14%に留まっていた。

このため、地域や区役所、関係局と連携して認知度向上のための取組をモデル事業として実施するほか、施設名称の見直しも含めた標識デザインのリニューアルや広報施策の充実を図ります。



災害用地下給水タンク

応急給水拠点の種類	設置数	想定使用時期
災害用地下給水タンク	134 箇所	発災直後
配水池	23 箇所	発災初期
緊急給水栓	358 箇所	発災後概ね4日目以降

新 (6) 西谷 100 年・小雀 50 年浄水場創設記念事業

750万円
(- 万円)

横浜水道の歴史のなかで基幹施設として水づくりを担ってきた「西谷浄水場」が創設 100 年、高度経済成長期に建設された市内最大規模の「小雀浄水場」が創設 50 年を迎えました。

創設来の拡張・技術の変遷や、培ってきた技術をもとに、今後も安心・安全な水道水を提供し続けることを市民の皆さまに発信することで、「浄水場」や「横浜の水」への親しみや理解を深めていただきます。

- ・西谷浄水場 100 年誌の編集
- ・記念式典・講演会・写真展等の開催
- ・浄水場での市民参加イベント等の開催



西谷浄水場 ろ過池整水室上屋等
(大正 5 年竣工 登録有形文化財)



建設中の小雀浄水場
(昭和 40 年 3 月竣工)

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

(1) 業務の効率化・事業見直しによる経費削減と資産の有効活用

業務の見直しによる職員定数の削減、事業見直しによる工事コスト・維持管理費、支払利息の縮減など、様々な視点から徹底した経費削減に取り組みます。

また、不動産資産や調査・分析などの職員の技術力等、あらゆる資産の活用により水道料金以外の収入を確保し、財政基盤の強化を図ります。

経費削減 (△16億円)			
主な内訳	工事コストの削減	△ 6億6千万円	耐震補強工事の工法見直し
	職員定数の削減 (△58人)	△ 4億8千万円	P F I 事業等浄水関係業務の見直し
	支払利息の削減	△ 3億4千万円	高金利企業債繰上償還
	通信費の節減	△4千万円	局内ネットワークの再構築
	庁舎管理費等の節減	△2千万円	事務所の統合
財源確保 (6億円)			
主な内訳	資産の有効活用	5億4千万円	土地長期貸付・未利用地の売却等
	再生可能エネルギー売電等	3千万円	小水力発電
	水源林保全寄附等	1千万円	水源エコプロジェクト

(2) 事務所の統合

7億2,310万円
(8億4,220万円)

地域サービスセンター（9か所：水道料金業務等を所管）と給水維持課（8か所：給水装置業務等を所管）は、業務の関わりが深いことから、所管エリアを統一し7エリアにするとともに、同一庁舎で業務を執行できるよう事務所を統合します。

また、工事課（4か所：老朽管更新等を所管）は熟練者の配置を集中させ、設計や工事監督の体制をより強化できるよう事務所を2か所に統合します。

これらにより、お客さまサービスの充実や災害時の対応力強化を図るとともに、事務の効率化や人材育成の強化を図ります。

27年度は、南西部方面の給水維持課事務所を改修するとともに、工事課の移転を実施します。

なお、事務所統合に伴い、組織再編についても検討を進めていきます。

●給水維持課事務所の改修

- ・西部第一給水維持課（瀬谷区）
- ・南部第一給水維持課（磯子区）
- ・南部第二給水維持課（戸塚区）

●工事課事務所の統合

- ・西部工事課（瀬谷区）[菊名ウォータープラザに移転]
- ・南部工事課（磯子区）[中村ウォータープラザに移転]



新 (3) 新たなビジョン及び次期中期経営計画の策定 300万円 (150万円)

長期ビジョン・10か年プランの策定から10年目を迎え、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増すなか、将来にわたり持続的な事業経営を行うため、水道事業の長期的な方向性を示す新たなビジョンを策定します。

また、現行中期経営計画が27年度で終了するため、新たなビジョンの実施計画として、次期中期経営計画を策定します。

(4) 障害者就労施設への自立支援 1,173万円 (1,074万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、各種作業を継続して障害者施設に委託するとともに、新たな支援について検討を行います。

- ・ 廃棄水道メーターの分解作業
- ・ 「水道・下水道使用水量等のお知らせ」等点字印刷物作成・送付業務
- ・ 「水道メモセット」の封入作業
- ・ イベント配付用グッズの作成 等

コラム

中小企業振興と市内経済活性化の取組

水道事業は中小企業をはじめとする様々な市内企業に支えられています。25年度水道局の競争入札による工事発注では、件数・金額ともに約9割を市内中小企業が受注しており、この金額は全市ベースでの市内中小企業受注額の約2割を占めています。

今後も水道事業を共に支えるパートナーとしての関係構築に努めるとともに、市内企業の受注機会の増大や経営基盤の強化促進などに積極的に取り組みます。

主な取組

●市内中小企業者の優先発注及びインセンティブ発注の実施

土木設計業務の一部で参加資格を市内中小企業に限定するとともに、これまで試行としていた成績評定点が優良な事業者のみが参加可能な入札を本格実施します。

●横浜水ビジネス協議会の運営による市内企業の海外展開支援

海外の水道事業体へのプロモーションや会員への情報提供などにより市内企業の海外展開を支援します。

●水道局パートナーシップデスク事業

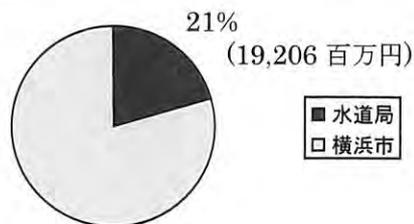
様々な担い手とそれぞれの強みを活かし新たな価値を作り出す提案窓口を設置し、運用しています。

市内中小企業者への発注状況(平成25年度)

(水道局発注工事の割合)



(横浜市全体に占める割合)



⑤ 水道事業における国際貢献の推進 1,665 万円
(1,477 万円)

長年培った技術と JICA 等の国際機関との連携等国際協力のネットワークを活かし、職員の派遣・海外研修員の受入によって、アジア、アフリカなどにおける水道の課題解決に取り組みます。

また、国際会議の横浜誘致・開催により、水事業の世界的な課題や最新の水道技術に関する知見を横浜から発信します。

- ・ IWA LESAM 2015 開催 (11 月)
- ・ ベトナム 3 機関との覚書に基づく相互協力
- ・ JICA と連携したアフリカ支援 ほか

⑥ 海外水ビジネス展開への支援 3,461 万円
(3,514 万円)

国際貢献の経験を活かし、様々な場で技術力の PR や海外水道事業体等のニーズを把握するとともに、民間企業の優れた技術の紹介や海外研修員受入等でのビジネスマッチングの機会創出など、公民連携を強化し市内企業の海外水ビジネス展開を支援します。

- ・ JICA 草の根技術協力事業「横浜の民間技術によるベトナム国「安全な水」供給プロジェクト」
：横浜水ビジネス協議会協力企業 4 社の技術の現地デモンストレーション等を実施
- ・ 横浜水ビジネス協議会との連携
- ・ IWA 国際会議展示会への出展 ほか

コラム

《 IWA LESAM 2015 》(国際水協会 戦略的アセットマネジメント会議)

上下水道のアセットマネジメントをテーマに、各国の水分野の専門家が一堂に会し、多くの知見を共有することにより、老朽化対策などの様々な問題解決を図ります。

- 日程：H27 年 11 月 17 日 (火) ～ 19 日 (木)
- 主催：横浜市 (水道局・環境創造局)、日本水道協会、日本下水道協会、IWA
- 会場：横浜シンポジアほか
- 想定参加者数：約 200 人 (海外・国内各 100 人)



横浜シンポジアでの国際会議風景 (H26.7)

⑦ 横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開 1 億 5,929 万円
(1 億 4,449 万円)

横浜ウォーター株式会社は、国内外の水道事業の課題解決に向けて、国際関連事業や国内水道事業体、民間企業への技術支援や研修事業等に取り組んでいます。

水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや 40 年にわたる国際協力の経験を横浜ウォーターのビジネス展開に生かすことにより、事業の進展を支援します。

- 横浜ウォーター(株)のビジネス展開への支援
 - ・ 海外調査案件へのコンサルティング業務
 - ・ 国内外の水道事業体等を対象とした研修業務
 - ・ 震災復興や公民連携のほか、近隣事業体のニーズに応じた事業体支援業務
- 横浜ウォーター(株)への業務委託
 - ・ 給水装置工事審査等業務及び設備系データベース構築業務



アフリカからの海外研修員

予算概況

工業用水道事業は、供給事業所の生産施設の移転等による契約水量の減量により、料金収入の逓減傾向が続いています。一方で、供給開始から50年以上が経過した施設の老朽化や震災も考慮した更新・改良を着実に進めていく必要があります。

このため、「工業用水道事業中期経営計画（23～27年度）」の最終年度となる27年度は、掲げた目標の達成に向け、未利用地の売却などによる財源確保を図り、徹底した経費の削減により、健全で持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた更新改良による施設の耐震化を推進します。

(1) 工業用水道料金収入

供給事業所における契約水量の減量やうるう年などによる給水量の増を考慮し、26年度当初予算の27億5,200万円より600万円増(0.2%)の27億5,800万円を見込んでいま

(2) 耐震化促進のための建設改良費の確保

安定給水の確保のため、計画に基づいた老朽管の更新による耐震化を図ります。建設改良費は、26年度に比べ1億2,300万円減(△6.1%)の18億7,600万円としています。

(3) 経費の削減と財源の確保

徹底した内部管理経費の削減に取り組むとともに、新規ユーザーの開拓、未利用地の売却や用地の貸付など、資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。

また、建設改良費の財源として国庫補助金を確保します。

(4) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、資産活用による財源確保、その他経費削減、支払利息の減少等により、26年度と比べ1億7,900万円増の6億2,300万円の純利益を計上しました。

累積資金残額は、26年度に比べ6億3,900万円減の19億6,400万円となる見込みです。

また、企業債残高は、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えるなど、積極的な残高縮減の取り組みにより、26年度と比べ1億4,500万円減の33億800万円と見込んでいます。

主要事業

工業用水道施設の建設改良（施設の老朽化対策等） 18億7,600万円

昭和40年前後に布設した漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、耐震管へ計画的に更新するとともに、老朽化した電気機械設備などについても更新し、給水の安定を確保します。



次期中期経営計画の策定

「工業用水道事業中期経営計画（23～27年度）」が27年度で終了することから、引き続き健全で持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた施設の更新・耐震化を図るため、水道事業と合わせて平成28年度からの次期中期経営計画を策定します。

【業務の予定量】

区 分	平成27年度	平成26年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	66か所	66か所	0か所	0.0
1日当たり契約給水量	259,500m ³	259,900m ³	△ 400m ³	△ 0.2
職員計画	26人	26人	0人	0.0

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成27年度予算	平成26年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,168	3,286	△ 118	△ 3.6
うち工業用水道料金	2,758	2,752	6	0.2
収益的支出	2,425	2,730	△ 305	△ 11.2
うち人件費	240	247	△ 7	△ 2.8
うち物件費等	1,309	1,309	0	0.0
うち支払利息等	73	78	△ 5	△ 7.5
差 引	743	556	187	—
当年度純損益	623 (472)	444 (476)	179 (△ 4)	—
資本的収入	194	258	△ 64	△ 24.8
うち企業債	121	111	10	9.0
資本的支出	2,147	2,276	△ 129	△ 5.7
うち建設改良費	1,876	1,999	△ 123	△ 6.1
うち企業債償還金	266	262	4	1.5
差 引	△ 1,953	△ 2,018	65	—
当年度資金収支	△ 639	△ 605	△ 34	—
累積資金残額	1,964	2,603	△ 639	—
企業債残高	3,308	3,453	△ 145	—

※ () 内は、旧会計基準に基づく概算値。

コラム

横浜の工業や経済と重要なライフラインを支える工業用水

工業用水は、発電所、石油製品製造業、ガス供給業などのエネルギー産業へも供給されており、横浜の工業や経済と、首都圏の重要なライフラインを支えています。

横浜市では東日本大震災の教訓を生かし、施設の耐震化を順次進めています。

27年度は、横浜経済の一翼を担う臨海工業地帯への配水管を耐震管に計画的に更新するほか、沈殿池掻き機など電気・機械設備についても更新し、給水の安定を確保します。



<老朽管更新・耐震化工事>

資料1

平成27年度水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

(税 込)
(単位：千円, %)

区 分		平成27年度当初予算		平成26年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	水 道 料 金	69,795,843	79.7	71,488,475	78.8	△ 1,692,632	△ 2.4	
	水 道 利 用 加 入 金	3,099,546	3.5	2,972,376	3.3	127,170	4.3	
	他 会 計 繰 入 金	5,059,800	5.8	5,082,972	5.6	△ 23,172	△ 0.5	
	浄 水 受 託 収 益	1,528,745	1.8	1,524,568	1.7	4,177	0.3	
	そ の 他	2,713,597	3.1	4,306,951	4.7	△ 1,593,354	△ 37.0	
	長 期 前 受 金 戻 入	5,376,228	6.1	5,360,979	5.9	15,249	0.3	
	計	87,573,759	100.0	90,736,321	100.0	△ 3,162,562	△ 3.5	
	支 出	人 件 費	11,508,443	14.8	12,465,087	13.1	△ 956,644	△ 7.7
		物 件 費 等	23,739,399	30.6	23,578,910	24.7	160,489	0.7
		動 力 費	2,800,389	3.6	2,484,615	2.6	315,774	12.7
薬 品 費		783,318	1.0	738,484	0.8	44,834	6.1	
修 繕 費 等		8,658,838	11.2	9,126,031	9.6	△ 467,193	△ 5.1	
委 託 料		5,966,708	7.7	5,837,279	6.1	129,429	2.2	
そ の 他		5,530,146	7.1	5,392,501	5.6	137,645	2.6	
企 業 団 受 水 費		17,878,726	23.0	18,036,833	18.9	△ 158,107	△ 0.9	
企 業 団 補 助 金		52,000	0.1	74,000	0.1	△ 22,000	△ 29.7	
減 価 償 却 費 等		20,741,301	26.7	22,453,566	23.5	△ 1,712,265	△ 7.6	
支 出	支 払 利 息 等	3,595,013	4.6	3,992,608	4.2	△ 397,595	△ 10.0	
	特 別 損 失	35,000	0.1	14,708,264	15.4	△ 14,673,264	△ 99.8	
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
	計	77,599,882	100.0	95,359,268	100.0	△ 17,759,386	△ 18.6	
	収 益 的 収 支 差 引	9,973,877	—	△ 4,622,947	—	14,596,824	—	
	消 費 税 等 調 整 額	1,783,349	—	1,677,108	—	106,241	—	
	純 損 益	8,190,528	—	△ 6,300,055	—	14,490,583	—	
	資 本 的 収 入	企 業 債	9,682,000	80.7	7,000,000	72.3	2,682,000	38.3
		一 般 会 計 出 資 金	505,063	4.2	1,092,000	11.3	△ 586,937	△ 53.7
		工 事 負 担 金 等	1,153,578	9.6	897,300	9.3	256,278	28.6
国 庫 補 助 金		638,556	5.3	683,353	7.0	△ 44,797	△ 6.6	
そ の 他		17,023	0.2	11,074	0.1	5,949	53.7	
計		11,996,220	100.0	9,683,727	100.0	2,312,493	23.9	
資 本 的 支 出		建 設 改 良 費	27,661,518	69.4	26,014,432	69.9	1,647,086	6.3
		基 幹 施 設 整 備 事 業 費	9,250,000	23.2	8,520,000	22.9	730,000	8.6
		配 水 管 整 備 事 業 費	16,310,000	40.9	15,480,000	41.6	830,000	5.4
		そ の 他 建 設 改 良 費	2,101,518	5.3	2,014,432	5.4	87,086	4.3
	企 業 債 償 還 金	11,580,713	29.1	10,569,921	28.4	1,010,792	9.6	
	国 庫 補 助 金 返 還 金	56,158	0.1	49,232	0.1	6,926	14.1	
	投 資	509,290	1.3	549,236	1.5	△ 39,946	△ 7.3	
	予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
	計	39,837,679	100.0	37,212,821	100.0	2,624,858	7.1	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 27,841,459	—	△ 27,529,094	—	△ 312,365	—	
純 損 益	8,190,528	—	△ 6,300,055	—	14,490,583	—		
資 金 収 支	消 費 税 等 調 整 額	1,783,349	—	1,677,108	—	106,241	—	
	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	15,598,268	—	31,456,996	—	△ 15,858,728	—	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 27,841,459	—	△ 27,529,094	—	△ 312,365	—	
	退 職 手 当 支 給 額	△ 1,530,264	—	△ 1,958,428	—	428,164	—	
	そ の 他	—	—	3,561,003	—	△ 3,561,003	—	
	計 (当 年 度 資 金 収 支)	△ 3,799,578	—	907,530	—	△ 4,707,108	—	
前 年 度 末 資 金 残 額	19,075,470	—	18,167,940	—	907,530	—		
累 積 資 金 残 額	15,275,892	—	19,075,470	—	△ 3,799,578	—		

注(1) 平成27年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,376,228千円、退職給付費233,195千円を含む

注(2) 平成26年度予算のその他収入は、修繕引当金戻入額1,479,822千円を含む

注(3) 平成26年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,360,979千円、

特別損失(退職給付引当金繰入額)13,450,801千円、退職給付費913,608千円を含む

注(4) 平成26年度予算の前年度末資金残額は、平成25年度決算の資金残額

資料2

平成27年度工業用水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

(税込)

(単位：千円, %)

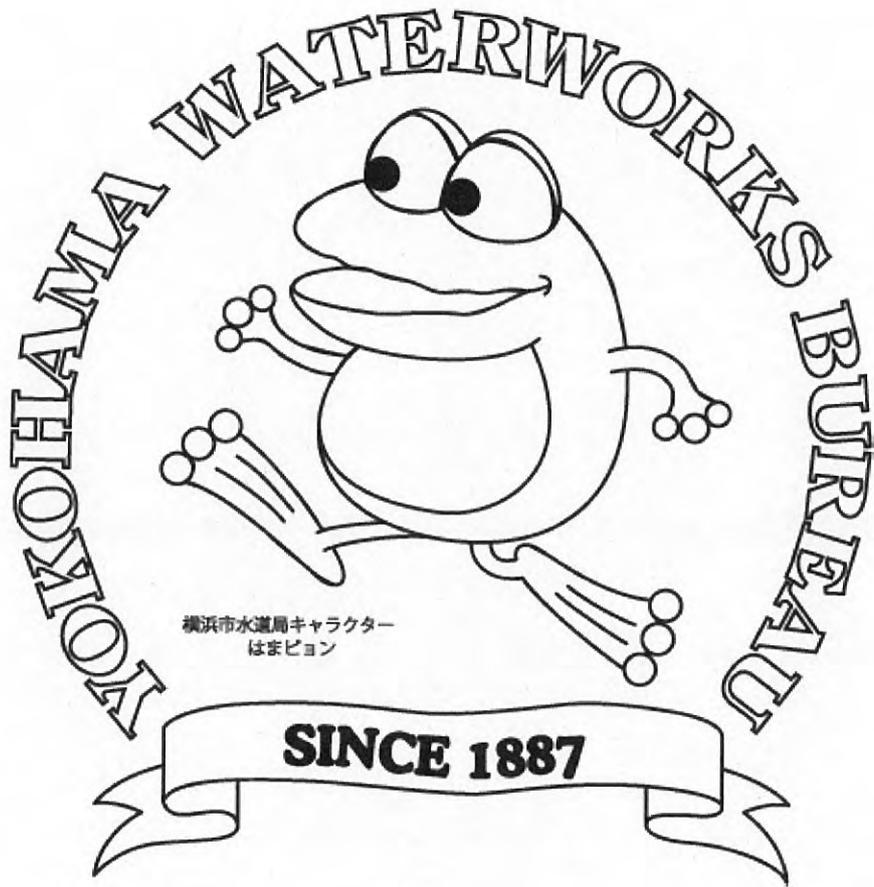
区 分		平成27年度当初予算		平成26年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工業用水道料金	2,757,570	87.0	2,751,788	83.7	5,782	0.2	
	その他	212,229	6.7	340,781	10.4	△ 128,552	△ 37.7	
	長期前受金戻入	198,540	6.3	193,491	5.9	5,049	2.6	
	計	3,168,339	100.0	3,286,060	100.0	△ 117,721	△ 3.6	
	支 出	人件費	240,066	9.9	246,976	9.0	△ 6,910	△ 2.8
		物件費等	1,309,078	54.0	1,308,677	47.9	401	0.0
		負担金	1,078,362	44.5	1,074,240	39.3	4,122	0.4
		修繕費等	89,420	3.7	91,750	3.4	△ 2,330	△ 2.5
		その他	141,296	5.8	142,687	5.2	△ 1,391	△ 1.0
		減価償却費等	785,825	32.4	749,910	27.5	35,915	4.8
支払利息等		72,740	3.0	78,658	2.9	△ 5,918	△ 7.5	
特別損失		10,000	0.4	339,176	12.4	△ 329,176	△ 97.1	
予備費		7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
計		2,424,709	100.0	2,730,397	100.0	△ 305,688	△ 11.2	
支 収	益 的 収 支 差 引	743,630	—	555,663	—	187,967	—	
消 費 税 等 調 整 額	120,135	—	111,541	—	8,594	—		
純 損 益	623,495	—	444,122	—	179,373	—		
資 本 的 収 入	企業債	121,000	62.3	111,000	43.0	10,000	9.0	
	国庫補助金	69,700	35.9	143,600	55.7	△ 73,900	△ 51.5	
	工事負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	その他	3,418	1.8	3,418	1.3	0	0.0	
	計	194,118	100.0	258,018	100.0	△ 63,900	△ 24.8	
	支 出	建設改良費	1,876,418	87.4	1,999,232	87.8	△ 122,814	△ 6.1
		工業用水道施設整備事業費	1,575,975	73.4	1,478,567	64.9	97,408	6.6
		その他建設改良費	300,443	14.0	520,665	22.9	△ 220,222	△ 42.3
		企業債償還金	265,665	12.4	261,786	11.5	3,879	1.5
		国庫補助金返還金	1,000	0.0	11,000	0.5	△ 10,000	△ 90.9
予備費		4,000	0.2	4,000	0.2	0	0.0	
計		2,147,083	100	2,276,018	100	△ 128,935	△ 5.7	
資 本 的 収 支 差 引	△ 1,952,965	—	△ 2,018,000	—	65,035	—		
資 金 収 支	純 損 益	623,495	—	444,122	—	179,373	—	
	消費税等調整額	120,135	—	111,541	—	8,594	—	
	当年度分損益勘定留保資金	注(1) 601,742	—	注(2) 894,126	—	△ 292,384	—	
	資本的収支差引	△ 1,952,965	—	△ 2,018,000	—	65,035	—	
	退職手当支給額	△ 31,011	—	△ 36,896	—	5,885	—	
	計(当年度資金収支)	△ 638,604	—	△ 605,107	—	△ 33,497	—	
前年度末資金残額	2,602,647	—	注(3) 3,207,754	—	△ 605,107	—		
累 積 資 金 残 額	1,964,043	—	2,602,647	—	△ 638,604	—		

注(1) 平成27年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△198,540千円、退職給付費14,457千円を含む

注(2) 平成26年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△193,491千円、

特別損失(退職給付引当金繰入額)311,344千円、退職給付費26,363千円を含む

注(3) 平成26年度予算の前年度末資金残額は、平成25年度決算の資金残額



横浜水道局キャラクター
はまピョン

SINCE 1887